

新学期です。

新生活のスタートです。春休み期間や入学前の生活で生活のリズムが狂ってしまっている人もいるかもしれません。今一度気持ちも新たにしっかりと頑張っていきましょう。



自転車について

(自転車保険・ヘルメット着用・自転車利用のルールなど)

今年は雪融けが早く、自転車通学願いを提出した生徒から自転車通学が始まります

学校付近は坂道もあり、非常に危険です。周囲をよく確認し、交差点でのスピードの出し過ぎなどに十分注意をしましょう。

また、車道の左側を通行し、自転車は決められた場所(職員玄関横)にきちんとおき、鍵も必ず2つかけておくようにしてください。

車道にはみ出しての横列走行や、二人乗りなどないようにしてください。また、地域の人はみなさんのことをよく見ています。迷惑をかけないようにしましょう。

岩見沢東高校では毎年自転車通学届を提出することになっています。今年の自転車通学を考えている生徒は自転車通学届を提出し、ステッカーの交付を受けてください。

また、自転車に乗る者は被害者ばかりでなく、故意ではない中で、自動車と同様に他人を傷つける、モノを壊すなどといった加害者にもなります。加害者となった場合の損害賠償は自動車事故とほとんど変わりません。

東高校では自転車通学生については保険加入が義務づけられていますが、自転車通学生徒以外でも日常的に自転車を利用する生徒は、何らかのかたちで自転車保険に加入することを検討してください。自動車保険や地震保険のオプションで契約できるものもありますので、保護者の方に相談・確認してください。

また、令和5年4月1日から自転車乗車時のヘルメット着用も全年齢において努力義務となっています。

「努力義務」とは、「～するよう努めなければならない」ということで、違反しても刑事罰や過料等の法的制裁は受けません。東高校でも通学時のヘルメット着用を現段階では義務づけません。ただし自転車事故で死亡した人の約7割は、頭部に致命傷を負っているといわれています。また、着用者と非着用者と比較すると、ヘルメットを着けていない人は2.3倍も致死率が高くなっているようです。ヘルメットは、自転車利用者の命を守るものといえるほど大切な物といえることから保護者の方と購入について相談しできる限りの購入をお願いします。

さらに令和8年月4月1日から「交通反則通告制度」が始まります、自転車にも「青切符」が適用されることとなります。生徒の皆さんは自転車を通学以外でも自転車を使うことが多いと思います。裏面の警視庁交通部より出されている「**Q&A交通安全通告制度編**」をよく読んで安全運転を心がけましょう。





Q&A 交通反則通告制度編

Q1 4月1日から何が変わるの？

A 自転車の運転者が交通違反をした後の**手続きが変わり**、交通反則通告制度(いわゆる青切符制度)が導入されます。
自転車に関する交通**ルールは変わりません**。

Q2 交通反則通告制度ってなに？

A 運転者が反則行為をした場合、一定期間内に反則金を納めると、刑事手続きには移行せず刑事裁判や家庭裁判所の**審判を受けなくて事件が終結される**という制度です。いわゆる青切符制度とも言われ、前科もつきません。

Q3 何歳から対象になるの？

A 交通反則通告制度は、**16歳以上**が対象です。

Q4 青切符ってなに？

A 反則行為となる事実の要旨等が記載された、**違反者に交付される青色の用紙**です。
正式名称は「交通反則告知書」といいます。

Q5 反則行為ってなに？

A 信号無視などの、**警察官が実際に見て明らかに違反行為を行ったと判断できるもの**です。

Q6 取締りを受けた後は、なにをするの？

A 警察官から交通反則告知書と納付書が交付されます。銀行や郵便局の窓口で納付書を持参して、**反則金を納付すると手続きが終了**します。

Q7 反則金を納付しないとどうなるの？

A 反則金の**納付は任意**です。
納付しない場合は、刑事裁判などの刑事手続きに移行します。

Q8 なぜ交通反則通告制度が導入されるの？

A 自転車に関与する事故が後を絶たず、自転車利用者のルール、マナー違反も大きな社会問題となっています。自転車の安全利用を促し、交通事故を減少させるため、自転車の交通違反の指導取締りを強化しており、これを迅速に処理することにより、実効性のある責任追及を可能とし、**自転車が関与する事故の抑止を図るため**に導入されます。

Q9 運転免許を持っているけど、点数はどうなるの？

A 運転免許の**行政点数は付されません**。
ただし、酒気帯び運転など、特に悪質・危険な違反をした場合は運転免許の効力が停止されることがあります。

Q10 交通違反を繰り返すとどうなるの？

A 青切符の交通違反とは別に、**自転車運転者講習の受講**が必要となります。(14歳以上が対象)3年以内に法律で決められた違反を2回以上繰り返すと講習を受けることになります。都道府県公安委員会から受講を命じられたときは、必ず受講してください。



詳しくはこちら
警視庁ホームページ
【交通反則通告制度】



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION
警視庁

警視庁交通部
特設サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載!

TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>



4月の行事予定 (対面式以降)

- 13日(月)～15日(水) 新入生個人面談
- 14日(火) 尿検査1次
- 16日(木) 総探オリエンテーション、進路希望調査
- 17日(金) 身体測定・視力検査等
- 20日(月) スクールカウンセラー講話(1年生対象)
- 24日(金) X線、心電図検査(1年生対象)
- 28日(火) 尿検2次
- 30日(木) HR役員認証式・生徒総会



